

6 下水道施設機械・電気設備請負工事  
出来高査定運用基準

## 下水道施設機械・電気設備請負工事出来高査定運用基準

平成 6 年 6 月 施行

平成 8 年 4 月 施行

平成 13 年 9 月 施行

平成 20 年 1 月 施行

本運用基準は、部分払い検査時における出来高査定に適用する。

- 1 出来高対象は、契約図書に基づく監督職員の確認を終えた施工済み部分及び検査済みの工場製品、材料等とする。
- 2 出来高対象金額は、工事設計書の内訳表で計上する出来高数量に、単価を乗じて算出する。
- 3 出来高認定率は、別表の「1. 下水道施設機械設備請負工事出来高認定率」及び「2. 下水道施設電気設備請負工事出来高認定率」によるものとする。
- 4 「1. 下水道施設機械設備請負工事出来高認定率」及び「2. 下水道施設電気設備請負工事出来高認定率」により難しいものは、別途算出した認定率によるものとする。
- 5 数量を1式と計上した工種については、100%を限度として認定することができる。
- 6 中間出来高工事価格は千円止（千円未満切り捨て）とする。
- 7 出来高に関して別表の「認定率表」により難しいもの、又は疑義が生じた場合は、検査担当課及び設計所管課合議のうえ協議するものとする。
- 8 出来高対象となった製品等（工場保管の製品）については、大阪市長を受取人として、出来高査定相当額の銀行保証又は履行保証保険証を提出させる。

1. 下水道施設機械設備請負工事出来高認定率

細別	対象	出来形認定の方法		対象物の状態	認定率	備考
		工場製品 (仮組立)検査	部分払検査			
① 機器費 (複合機器を除く) (別表-1)	工場製品	○	※	工場保管	100%以内	
	(仮組立)	○	○	指定箇所搬入	100%以内	
	検査	○	○	据付済	100%以内	
	上記以外	—	○	工場保管	100%以内	
		—	○	指定箇所搬入	100%以内	
	—	○	据付済	100%以内		
① 機器費 溶融炉 ガスタンク (乾式)	—	—	○	工場保管	機器費率×100%以内	
	—	—	○	指定箇所搬入	機器費率×100%以内	
	—	—	○	据付済	100%以内	
② 輸送費	—	—	○	指定箇所搬入	100%以内	
③ 材料費 (別表-2)	—	—	○	指定箇所搬入	50%以内	付属品を除く
	—	—	○	加工完了	100%以内	付属品を除く
	—	—	○	取付完了	100%以内	付属品を含む

備考) ○ 対象機器で合格      — 対象外      ※ 保管状況写真の確認で

細別	出来形状況	認定率	備考
④ 労務費 (機械設備据付労務費、一般労務費)		労務費出来形の100%以内	複合工費中の労務費は除く
⑤ 直接経費		労務費の出来形率による	
⑥ 共通仮設費		直接工事費の出来形率による	
⑦ 現場管理費		直接工事費、共通仮設費の出来形率による	
⑧ 据付間接費		機械設備据付労務費の出来形率による	
⑨ 設計技術費	工場製品(仮組立)検査 対象機器は検査合格品	機器費、据付工事原価の出来形率による	
⑩ 一般管理費等		工事原価の出来形率による	

注1 細別欄の○内番号は、図-1 下水道施設機械設備請負工事費の構成図を参照のこと。

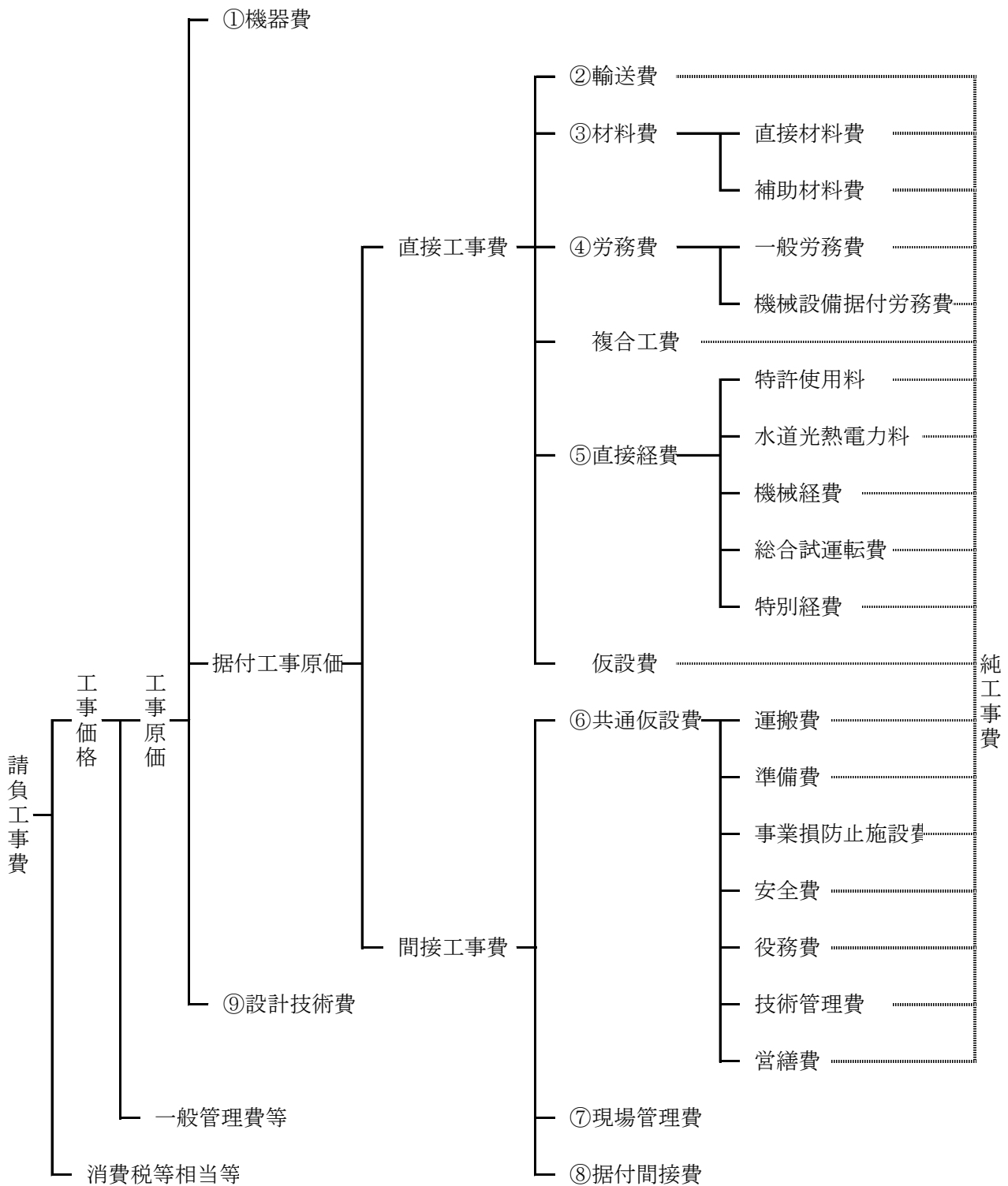
注2 出来形認定の方法欄で、「工場製品(仮組立)検査」対象機器で、検査合格したものは、工場保管の場合は、工場保管要領書及び工場保管状況写真並びに対象機器について大阪市長を受取人(被保険者)とする損害保険等(銀行保証含む)の提出をもって部分払い検査実施済みとすることができる。

注3 複合機器とは、溶融炉、ガスタンク等現地で組み立てて製品として完成する機器で、機器の価格と労務費をまとめた価格(複合機器単価)を機器として計上しているものをいう。機器費率とは、複合機器単価の中の機器費の比率である。

溶融炉は60%、ガスタンク(乾式)は50%とする。

注4 ③材料費の「取付完了」とは、率積算する補助材料・付属品も併せて検査対象とし、その取付けが完了している状態を意味する。

図－1 下水道施設機械設備請負工事費の構成図



別表－1 下水道施設機械設備主要機器品目

種 別	品 名
沈砂池機械設備	自動（手動）スクリーン、除砂設備、沈砂洗浄装置等
ポンプ設備	汚水ポンプ、雨水ポンプ、放流ポンプ、汚泥ポンプ等
水処理設備	汚泥かき寄せ機、反応タンク設備、消毒設備、ろ過設備等
汚泥処理設備	濃縮設備、消化タンク設備、消化ガス設備、脱硫設備、ボイラ熱交換器、洗浄設備、薬注設備、脱水設備等
汚泥焼却・熔融コンポスト設備	焼却設備、熔融設備、乾燥設備、排煙処理設備、コンポスト設備等
原動機設備	電動機、ディーゼル機関、ガスタービン、ガソリン機関等
動力伝達設備	増速機、減速機
空気機械設備	散気用送風機、誘引ファン、換気用ファン、真空ポンプ、空気圧縮機等
荷役設備	クレーン類、コンベヤ類、スキップホイスト、チェーンブロックギヤードトロリ、ホイスト類
貯留設備	タンク類（水、油、空気、ガス、薬液等）、ホッパ等
門扉設備	ゲート類（手動、電動、油圧等）、自動弁（電動、空気）類（φ100以上）手動弁類（φ400以上）、特殊弁類（φ100以上）等
計量設備	流量計、濃度計、風量制御装置、計量器等
その他	潤滑装置、かき混ぜ機、脱臭装置、覆蓋（FRP）スカム除去（処理）装置、消音器、冷却塔等

注：フラップ弁・逆止弁は手動弁類とし、テレスコープ弁・ガス安全弁等は特殊弁類とする。

別表－2 下水道施設機械設備直接材料主要品目

種 別	品 名
鉄鋼品類	チェーン類、スプロケット類、軸類、レール類、バケット類 各種サポート類、踏板類、階段類、手すり類、鋼材類、ワイヤーロープ類
非鉄金属類	アルミ手すり類、その他非鉄金属材料等
管弁類	各種管類、管継手類、伸縮管類、可とう管類、手動弁（φ350以下）自動弁（電動、空気）類（φ90以下）、特殊弁類（φ90以下）、ダクト類等
計器類	圧力計、検流器、温度計（いずれも接点付むを含む）、圧力スイッチ フローリレー等
コンクリート製品類	遠心力鉄筋コンクリート管、コンクリートダクト類等
被覆類	保温・保冷材、防露材、ビニルテープ、綿テープ、ホース類、ベルト類 パッキン類、亜鉛鉄板類、断熱材料等
その他	塗料、潤滑油脂類、合成樹脂類（スクレーパー等）、ガラス類、散気部品類 木製品類（角落し、スクレーパー、型枠等）、蓋（FRP複合板等）

直接材料とは、主として次に掲げるものをいう。

- ・現場加工主体材料  
素材ないしは、半完成品として搬入し、加工を主体とする材料類（金属材料、塗料、セメント類、その他）
- ・連結材料  
機器間を直結し、有機的結合をする材料類（配管及び付属品）
- ・機器構成部品  
機器、装置において、構成部品別に積算する材料

注：機器に付属する材料については機器費扱いとする。

2. 下水道施設電気設備請負工事出来高認定率

細別	対象	出来形認定の方法		対象物の状態	認定率	備考
		工場製品 (仮組立)検査	部分払検査			
① 機器費 (別表－3)	工場製品	○	※	工場保管	100%以内	
	(仮組立) 検査	○	○	指定箇所搬入	100%以内	
		○	○	据付済	100%以内	
	上記以外	－	○	工場保管	100%以内	
		－	○	指定箇所搬入	100%以内	
		－	○	据付済	100%以内	
② 輸送費	－	○	指定箇所搬入	100%以内		
③ 材料費 (別表－4)	－	○	指定箇所搬入	50%以内	付属品を除く	
	－	○	取付完了	100%以内	付属品を含む	

備考) ○ 対象機器で合格      － 対象外      ※ 保管状況写真の確認で

細別	出来形状況	認定率	備考
④ 労務費 (技術労務費、 一般労務費)		労務費出来形の100%以内	複合工費中の 労務費は除く
⑤ 直接経費		労務費の出来形率による	
⑥ 共通仮設費		直接工事費の出来形率による	
⑦ 現場管理費		直接工事費、共通仮設費の 出来形率による	
⑧ 据付間接費		機械設備据付労務費の 出来形率による	
⑨ 設計技術費	工場製品(仮組立)検査 対象機器は検査合格品	機器費、据付工事原価の 出来形率による	
⑩ 一般管理費等		工事原価の出来形率による	

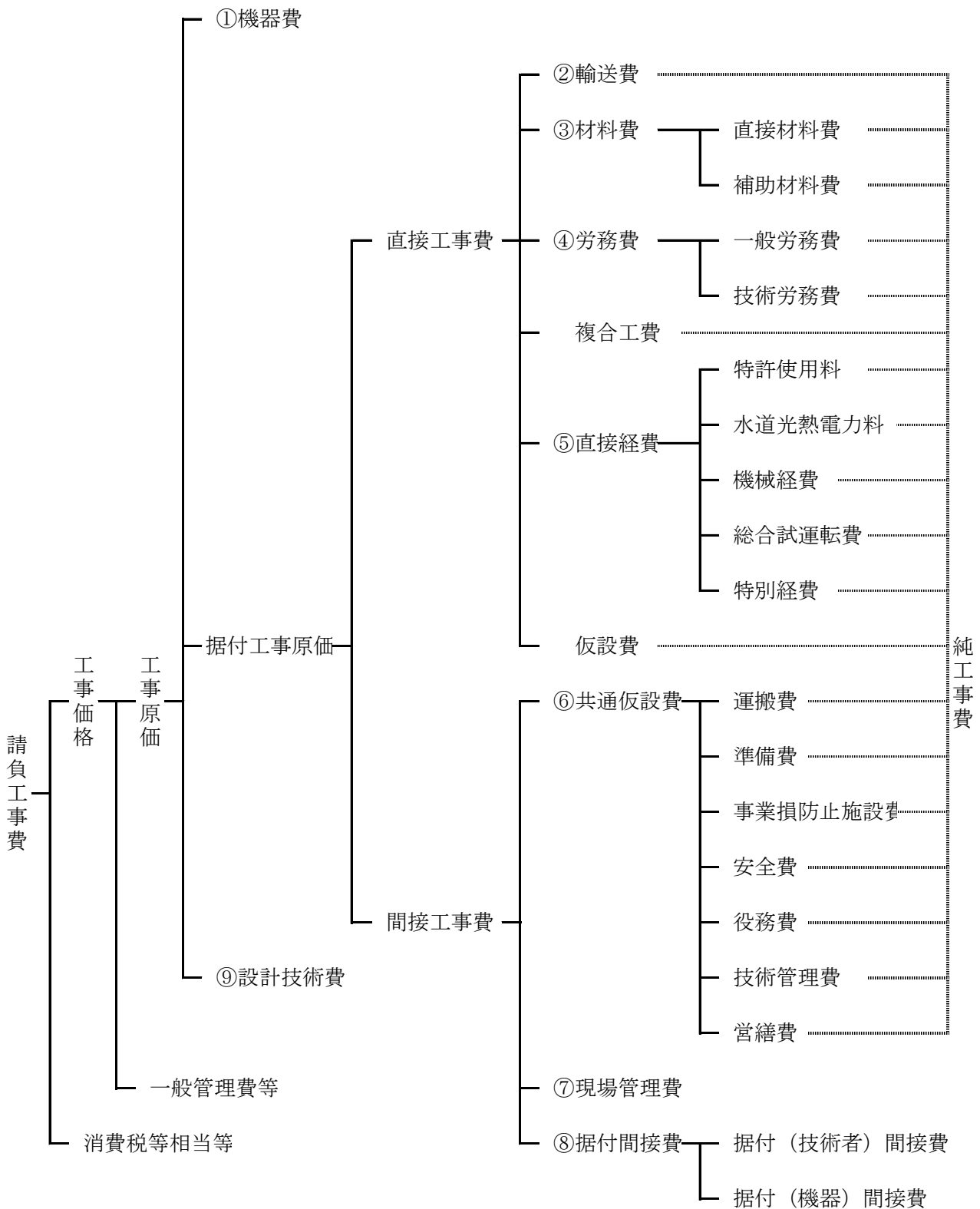
注1 細別欄の○内番号は、図－2 下水道施設電気設備請負工事費の構成図を参照のこと。

注2 出来形認定の方法欄で、「工場製品(仮組立)検査」対象機器で、検査合格したものは、工場保管の場合は、工場保管要領書及び工場保管状況写真並びに対象機器について大阪市長を受取人(被保険者)とする損害保険等(銀行保証含む)の提出をもって部分払い検査実施済みとすることができる。

注3 ③材料費の「取付完了」とは、率積算する補助材料・付属品も併せて検査対象とし、その取付けが完了している状態を意味する。

注4 電線管については、取付完了(布設完了)しているが、配電盤等に接続されていない場合は90%とする。

図-2 下水道施設電気設備請負工事費の構成図



別表－3 下水道施設電気設備主要機器品目

設備名称	種 別	品 目	摘 要
受変電設備	金属閉鎖形 スイッチギヤ類	引込盤、受電盤、き電盤、変圧器盤、コンデンサ盤 低圧閉鎖配電盤、アクティブフィルター盤等	
	ガス絶縁・気中絶縁 受変電装置盤	受電ユニット、変圧器ユニット等	
	断路器・遮断器類	断路器、ガス遮断器、真空遮断器、気中遮断器等	高圧コンビネーション及び気中開閉器等を含む
	変圧器類	油入変圧器、モールド変圧器、ガス絶縁変圧器等	主として電力変圧器
	その他	避雷器、計器用変成器、進相コンデンサ 直列リアクトル等	
運転操作設備	負荷設備機器類	高圧コンビネーションスタータ コントロールセンタ、動力制御盤、速度制御装置 補助継電器盤、現場操作盤、電動機等	シーケンスコントローラ、プログラマブルコントローラ等を含む
特殊電源設備	発電機・原動機類	発電装置(発電機・原動機)、機関補機類、発電機盤 自動始動盤、同期盤、補助盤等	
	直流電源機器類	整流器盤、蓄電池盤等	
	無停電電源機器類	整流器盤、インバータ盤、蓄電池盤等	UPS、蓄電池等を含む
監視制御設備	監視制御機器類	監視盤、操作盤、補助継電器盤、計装盤 情報伝達装置等	監視制御用コントローラを含む
	工業用テレビ 機器類	工業用テレビカメラ、映像モニタ コントロールパネル等	
	遠方監視制御 機器類	遠方監視制御盤、情報伝送装置等	
	気象観測機器類	風向風速計、気温計、雨量計、雨量強度計、気圧計 百葉箱、パネル計器盤等	それぞれの発信器・変換器等と組合せになったもの
情報処理装置	電子計算機機器類	情報処理装置、入出力装置、補助記憶装置 CRT装置、プリンタ等	
計装設備	検出器類	流量計(電磁式、超音波式、オリフィス式等)、 液位計(フロート式、投込み式、圧力式、超音波式等) 圧力計、温度計(測温抵抗対、熱電対) 水質計器(PH計、濃度計、DO計、MLSS計、UV計、 COD計、残留塩素計<濁度計等)、その他検出器	
	表示計器類	指示計、指示警報計、記録計、積算計等	
	調節計器・ 演算器類	調節計、比率設定器、警報設定器、手動操作器 開平演算器、ワンループコントローラ等	
	補助計器類	アレスタ、リミッタ、トランスデューサ アイソレータ、ディストリビュータ、電源装置等	



別表－４ 下水道施設電気設備直接材料主要品目

種 別	品 目
電線・ケーブル類	電線、電力ケーブル、制御ケーブル、光ファイバーケーブル 通信ケーブル、コード、端末処理材、直線接続材等
電線管類	金属管、可とう電線管、合成樹脂管、波付硬質合成樹脂管 ボックス類等
ケーブルラック・ ダクト類	ケーブルラック、ダクト、バスダクト、フロアダクト レースウェイ、金属線び等
コンクリート製品	マンホール、ハンドホール、遠心力鉄筋コンクリート管 鉄筋コンクリートケーブルトラフ、埋設標柱等
電柱類	木柱、コンクリート柱、パンサーマスト、鋼管ポール 装柱金物類等
避雷器具類	避雷器(装柱用)等
接地材料類	接地端子箱、接地極板、接地棒、接地埋設標等
その他材料	フリーアクセスフロア、磚子、電力ヒューズ、鋼管、鋼材 型枠、コンクリート等
備考 各品目用付属品を含む	
<p>直接材料とは、主として次に掲げるものをいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現場加工材料 素材ないしは、半加工品として搬入し、加工を主体する材料類(コンクリート製品類、接地材料、塗料等)</li> <li>・電線路構成材料 機器間を直結し、有機的結合をする材料類(電線・ケーブル、電線管類及び付属品、ラック・ダクト類、トラフ等)</li> <li>・一般機器 物価資料等に記載される製品等で、材料として取り扱われることが適当な機器(照明器具、標準分電盤、電話保安器ボックス等)</li> <li>・機器構成部品 機器・装置において、構成部品別に計上する場合もしくは設計を伴わない軽微な追加工事等における部品類(開閉器類、電磁接触器類、継電器類、操作スイッチ類、信号灯・表示灯類、電流計・電圧計類等)</li> </ul>	